



山形県公報

平成24年6月29日(金)
第2355号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) ……788

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定障害児入所施設の指定……………(同) ……789
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……790
- 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……791
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……792
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……793
- 同……………(同) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

○山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則……………同

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

○内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量……………794

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) ……797
- 同……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……798
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 同……………(同) ……799
- 一般競争入札の公告……………(米沢工業高等学校) ……800

## 正 誤

---

規 則

---

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第36号****山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則**

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項第3号中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同項第8号中「、所得税法」を「、所得税法に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）がいる者のうち、当該年の末日（当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合には、死亡した日。以下同じ。）における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を同法に規定する扶養控除（以下「扶養控除」という。）の例により控除するものとして、当該年の末日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する扶養控除の額を63万円として計算するものとし、かつ、同法」に、「第92条第1項及び」を「第92条第1項並びに」に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

別表第2の備考第1項第3号中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同項第4号及び第7号中「所得税の額」を「所得税額」に改め、同項第8号中「、所得税法」を「、扶養親族がいる者のうち、当該年の末日における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を扶養控除の例により控除するものとして、当該年の末日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する扶養控除の額を63万円として計算するものとし、かつ、所得税法」に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改め、同備考第5項中「扶養義務者が」を「扶養義務者が法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同備考第7項中「又は法」を「法」に、「委託されている」を「委託され、又は同項若しくは法第27条の2第1項の規定により児童養護施設に入所している」に、「同項」を「法第27条第1項」に改め、同備考に次の1項を加える。

8 自立援助ホームへ入居している者に係る階層区分がB階層である場合は、自立援助ホームへの入居に係る徴収金等の額は、0円とする。

別表第3の備考第1項第3号中「、所得税法」を「、扶養親族がいる者のうち、当該年の末日における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を扶養控除の例により控除するものとして、当該年の末日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する扶養控除の額を63万円として計算するものとし、かつ、所得税法」に、「第92条第1項及び」を「第92条第1項並びに」に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

---

告 示

---

**山形県告示第643号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地              | 障害児通所支援の<br>種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------|--------------------------|----------------|------------|
| 酒田市<br>酒田市本町二丁目2番45号            | 酒田はまなし学園<br>酒田市住吉町10番24号 | 児童発達支援         | 平成24. 4. 1 |

**山形県告示第644号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、指定障害児入所施設を次のとおり指定した。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児入所施設設置者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 施設の名称及び所在地                      | 入所定員 | 指定年月日      |
|---------------------------------|---------------------------------|------|------------|
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号             | 山形県立鳥海学園<br>飽海郡遊佐町藤崎字茂森14番地の178 | 30名  | 平成24. 4. 1 |

**山形県告示第645号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日       |
|------------|----------------|-------------|
| ひのき町歯科     | 山形市桜町二丁目11番22号 | 平成23. 5. 10 |
| あきらくリニック   | 山形市南四番町12番10号  | 平成24. 6. 1  |
| エール薬局南四番町店 | 山形市南四番町12番11号  | 同           |

**山形県告示第646号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
ホープ薬局花楯店  
山形市花楯二丁目6番13号
- 届出の内容

| 指定医療機関の所在地     |               | 変更年月日       |
|----------------|---------------|-------------|
| 変更前            | 変更後           |             |
| 山形市花楮二丁目423番4号 | 山形市花楮二丁目6番13号 | 平成24. 5. 10 |

**山形県告示第647号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地 | 施設の名称及び所在地                          | 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類 | 入所定員                     | 指定年月日          |
|-----------------------------|-------------------------------------|------------------------|--------------------------|----------------|
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号         | 山形県立鳥海学園<br>飽海郡遊佐町藤崎字茂森<br>14番地の178 | 生活介護                   | 施設入所支援<br>30名<br>生活介護30名 | 平成<br>24. 4. 1 |

**山形県告示第648号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                      | 指定年月日       |
|-----------------------------|----------------------------------|-------------|
| 社会福祉法人光風会<br>酒田市宮野浦三丁目20番1号 | 光風園相談支援事業所<br>酒田市宮野浦三丁目21番28号    | 平成24. 5. 23 |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号    | 障がい者相談支援センターばすてる<br>鶴岡市みどり町1番19号 | 平成24. 6. 11 |

**山形県告示第649号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                         | 延 長                        |
|----------------------------------------|---|------|-------------------------------|----------------------------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字東町218番1から<br>同 十二神3130番1まで | 上 | 旧    | 34.0 <small>メートル</small><br>} | <small>メートル</small><br>883 |
|                                        |   |      | 8.0                           |                            |
| 同                                      | 上 | 新    | 13.8 <small>メートル</small><br>} | <small>メートル</small><br>768 |
|                                        |   |      | 4.6                           |                            |
| 同                                      | 上 | 新    | 34.0 <small>メートル</small><br>} | <small>メートル</small><br>883 |
|                                        |   |      | 8.0                           |                            |

山形県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成24年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



| 区                                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                         | 延 長                       |
|----------------------------------------|---|------|-------------------------------|---------------------------|
| 東根市神町中央一丁目946番4から<br>同 大字神町字往還東948番2まで | 上 | 旧    | <small>メートル</small><br>8.0    | <small>メートル</small><br>71 |
|                                        |   |      |                               |                           |
| 同                                      | 上 | 新    | 16.5 <small>メートル</small><br>} | 同 上                       |
|                                        |   |      |                               |                           |

山形県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成24年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新田神町停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                         | 延 長                        |
|-----------------------------------|---|------|-------------------------------|----------------------------|
| 東根市神町中央一丁目5837番11から<br>同 1030番1まで | 上 | 旧    | 11.5 <small>メートル</small><br>} | <small>メートル</small><br>107 |
|                                   |   |      | 8.0                           |                            |
| 同                                 | 上 | 新    | 18.5 <small>メートル</small><br>} | 同 上                        |
|                                   |   |      | 17.0                          |                            |

山形県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成24年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市神町中央一丁目946番4から  
同 大字神町字往還東948番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年6月29日

**山形県告示第653号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成24年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新田神町停車場線
- 2 供用開始の区間 東根市神町中央一丁目5837番11から  
同 33まで
- 3 供用開始の期日 平成24年6月29日

**山形県告示第654号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
尾花沢市大字六沢地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年6月14日から同年9月14日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（河川計画図作成）

**山形県告示第655号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき小国町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 小国都市計画公園  
(2) 名称 3・3・1号二の宮公園
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第656号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成24年5月18日 指令村総建第5001号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市中央一丁目9番1、9番2、9番3、9番5、9番6、9番7、9番8、9番9、9番10、9番11、9番12、10番1、10番2、10番3、10番11、10番12、10番4の一部、23番の一部、25番の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

天童市東長岡二丁目6番13号  
株式会社おーばん

**山形県告示第657号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成24年1月31日 指令村総建第5027号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字要害字竹原1115番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
要害自治会

**山形県告示第658号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年3月15日 指令村総建第5030号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上市市仙石字藤沼757番、758番1、759番1、760番1、761番1、763番1、764番1、1980番の一部、1981番の一部、1982番の一部、1983番の一部、1984番の一部、仙石字梅ノ木770番、771番、772番1、772番2、773番、774番1、1989番の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
新潟県新潟市南区清水4501番地1  
株式会社コメリ

**人事委員会関係**

**規 則**

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

山 形 県 人 事 委 員 会

委員長 安 孫 子 俊 彦

第2条中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 一般社団法人山形県国際経済振興機構

**附 則**

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

#### 山形県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定により、平成24年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成24年 6 月29日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

平成24年度増殖数量指示

| 増殖方法 |             | 移殖     |        |             |       |       |       |            | 放流                     |                        |                |                        |                        | 人工ふ化放流    |       |            | 産卵場造成等 |      |     |                                  |             |     |            |    |                        |                 |  |
|------|-------------|--------|--------|-------------|-------|-------|-------|------------|------------------------|------------------------|----------------|------------------------|------------------------|-----------|-------|------------|--------|------|-----|----------------------------------|-------------|-----|------------|----|------------------------|-----------------|--|
| 漁協名  | 魚種名<br>免許番号 | あ      | ゆ      | うぐい<br>(はや) | こ     | い     | ふ     | な          | うなぎ                    | かじか                    | さくらます<br>(やまめ) | にじます                   | いわな                    | もくず<br>がに | ひめます  | やつめ<br>うなぎ | いわな    | わかさぎ | あ   | ゆ                                | うぐい<br>(はや) | かじか | やつめ<br>うなぎ | そ  | の                      | 他               |  |
|      |             | キログラム  | キログラム  | キログラム       | キログラム | キログラム | キログラム | キログラム      | キログラム                  | キログラム                  | 尾              | 尾                      | 尾                      | 尾         | 尾     | 万粒         | 万粒     | 万粒   | 箇所  | 箇所                               | 箇所          | 箇所  | 箇所         | 箇所 | 箇所                     | 箇所              |  |
| 両    | 羽           | 内共第1号  |        |             |       |       |       | 30         |                        |                        | 稚魚 14,000      |                        |                        | 1,000     |       | 1,000      |        |      |     |                                  |             |     |            |    |                        |                 |  |
| 県    | 南           | 内共第2号  | 220    | 30          | 200   |       | 120   | 15         |                        |                        | 稚魚 6,000       | 成魚 7,777               | 稚魚 11,000<br>成魚 4,470  |           |       |            | 3      | 300  |     |                                  |             | 7   | 1          |    | いわな2                   |                 |  |
| 西    | 置           | 賜      | 600    |             |       |       | 100   | 10         |                        |                        | 稚魚 20,000      | 稚魚 3,000               | 稚魚 20,000              |           |       |            |        |      |     |                                  |             | 6   | 8          |    |                        |                 |  |
| 最    | 上           | 川      | 内共第4号  | 900         | 100   |       | 20    | 10         |                        | 2                      | 稚魚 23,500      | 稚魚 1,500               | 稚魚 30,000              | 200       |       |            |        |      |     |                                  |             |     | 2          |    | 1                      | こい1、さくらます(やまめ)1 |  |
|      |             | 一      | 内共第5号  |             |       |       | 10    | 10         |                        |                        |                |                        |                        |           |       |            |        |      |     |                                  |             |     |            |    |                        |                 |  |
|      |             |        | 計      | 900         | 100   |       | 10    | 30         | 10                     |                        | 2              | 稚魚 23,500              | 稚魚 1,500               | 稚魚 30,000 | 200   |            |        |      |     |                                  |             |     | 2          |    | 1                      | こい1、さくらます(やまめ)1 |  |
| 最    | 上           | 川      | 内共第6号  | 2,000       |       |       | 500   |            |                        |                        | 稚魚 35,000      | 稚魚 25,000<br>成魚 11,000 | 成魚 5,000               | 400       |       |            |        | 100  |     |                                  |             | 5   | 2          | 5  |                        |                 |  |
|      |             | 二      | 内共第7号  |             |       |       | 200   | 150        |                        |                        |                |                        |                        |           |       |            |        |      |     |                                  |             |     |            |    |                        |                 |  |
|      |             |        | 内共第8号  |             |       |       | 200   | 150        |                        |                        |                |                        |                        |           |       |            |        |      |     |                                  |             |     |            |    |                        |                 |  |
|      |             |        | 内共第9号  |             |       |       |       |            |                        |                        |                |                        |                        |           |       | 1,000      |        |      |     |                                  |             |     |            |    |                        |                 |  |
|      |             |        | 計      | 2,000       |       |       | 400   | 800        |                        |                        |                | 稚魚 35,000              | 稚魚 25,000<br>成魚 11,000 | 成魚 5,000  | 400   | 1,000      |        |      | 100 |                                  |             |     | 5          | 2  | 5                      |                 |  |
| 丹    | 生           | 川      | 内共第10号 | 825         |       |       | 20    |            |                        |                        | 稚魚 8,000       | 稚魚 2,000               | 稚魚 4,000               | 300       |       |            | 1      |      |     |                                  |             | 7   | 6          |    |                        |                 |  |
| 小    | 国           | 川      | 内共第11号 | 2,800       |       |       | 30    |            |                        |                        | 稚魚 85,000      | 稚魚 500                 | 稚魚 15,000              | 1,000     |       |            |        |      |     |                                  |             | 9   | 7          | 7  |                        |                 |  |
|      |             |        | 内共第12号 |             |       |       | 50    | 5          |                        |                        |                |                        |                        |           |       |            |        |      |     |                                  |             |     |            |    |                        |                 |  |
|      |             |        | 計      | 2,800       |       |       | 80    | 5          |                        |                        |                | 稚魚 85,000              | 稚魚 500                 | 稚魚 15,000 | 1,000 |            |        |      |     |                                  |             |     | 9          | 7  | 7                      |                 |  |
| 最    | 北           | 中      | 内共第13号 | 600         |       |       | 20    |            |                        |                        | 稚魚 30,000      | 稚魚 5,000               | 稚魚 30,000              | 500       |       |            |        |      |     |                                  |             | 2   | 2          | 2  |                        |                 |  |
|      |             | 部      | 内共第14号 |             |       |       | 10    |            |                        |                        |                |                        |                        |           |       |            |        |      |     |                                  |             |     |            |    |                        |                 |  |
|      |             |        | 計      | 600         |       |       | 30    |            |                        |                        |                | 稚魚 30,000              | 稚魚 5,000               | 稚魚 30,000 | 500   |            |        |      |     |                                  |             |     | 2          | 2  | 2                      |                 |  |
| 最    | 上           | 内共第15号 | 1,460  |             |       | 10    | 5     |            |                        | 稚魚 50,000              |                | 稚魚 20,000              | 3,000                  |           |       | 1          |        |      | 4   | 4                                | 2           | 2   |            |    |                        |                 |  |
| 最    | 上           | 川      | 内共第16号 | 250         |       | 20    | 5     | 5          |                        |                        | 稚魚 25,000      |                        | 稚魚 10,000              | 1,000     |       | 200        |        |      |     |                                  |             | 4   | 3          |    |                        |                 |  |
| 赤    | 川           | 内共第17号 | 22     |             |       | 30    |       |            |                        |                        | 稚魚 11,000      |                        | 稚魚 7,000               | 500       |       |            |        |      |     |                                  |             | 2   |            | 2  |                        |                 |  |
|      |             | 内共第18号 | 338    |             |       | 20    |       |            |                        |                        | 稚魚 74,000      | 成魚 500                 | 稚魚 46,000              | 2,500     |       |            |        |      | 2   | 3                                | 3           |     |            |    | さくらます(やまめ)7            |                 |  |
|      |             | 内共第19号 |        |             |       |       |       |            |                        |                        |                |                        |                        |           | 3,000 |            |        |      |     |                                  |             |     |            |    |                        |                 |  |
|      |             | 計      | 360    |             |       | 50    |       |            |                        |                        | 稚魚 85,000      | 成魚 500                 | 稚魚 53,000              | 3,000     | 3,000 |            |        |      | 2   | 5                                | 3           | 2   |            |    | さくらます(やまめ)7            |                 |  |
| 月    | 光           | 川      | 内共第20号 | 20          |       |       | 5     |            |                        |                        | 稚魚 13,000      |                        | 稚魚 13,000              | 3,500     |       |            |        |      | 8   | 4                                | 6           | 2   |            |    |                        |                 |  |
| 日    | 向           | 荒      | 内共第21号 | 200         |       |       | 10    |            |                        | 3                      | 稚魚 5,000       |                        | 稚魚 5,000               | 1,500     |       |            |        |      | 7   | 2                                | 2           | 2   |            |    |                        |                 |  |
| 山    | 戸           | 内共第22号 | 170    |             |       |       |       |            |                        |                        | 稚魚 5,000       |                        |                        | 800       |       |            |        |      | 3   | 5                                | 5           | 5   |            |    | いわな5                   |                 |  |
| 温    | 海           | 町      | 内共第23号 | 100         |       |       |       |            |                        |                        | 稚魚 3,000       |                        | 稚魚 3,000               | 200       |       |            |        |      | 2   | 1                                | 1           | 1   |            |    | いわな1、さくらます(やまめ)1、にじます1 |                 |  |
|      |             | 内      | 内共第24号 | 70          |       |       |       |            |                        |                        | 稚魚 3,000       |                        | 稚魚 3,000               | 200       |       |            |        |      | 2   | 2                                | 1           | 1   |            |    | いわな1、さくらます(やまめ)1、にじます1 |                 |  |
|      |             | 水      | 内共第25号 | 30          |       |       |       |            |                        |                        | 稚魚 4,000       |                        | 稚魚 4,000               | 200       |       |            |        |      | 3   | 2                                | 2           | 1   |            |    | いわな1、さくらます(やまめ)1、にじます1 |                 |  |
|      |             | 面      | 計      | 200         |       |       |       |            |                        |                        | 稚魚 10,000      |                        | 稚魚 10,000              | 600       |       |            |        |      | 7   | 5                                | 4           | 3   |            |    | いわな3、さくらます(やまめ)3、にじます3 |                 |  |
| 小    | 国           | 町      | 内共第26号 | 900         |       |       |       |            | 10                     |                        | 稚魚 15,000      | 稚魚 5,000               | 稚魚 120,000             |           |       |            |        |      |     |                                  | 6           | 6   |            |    |                        |                 |  |
| 作    | 谷           | 沢      | 内共第27号 |             |       |       | 200   | 100        | 10                     |                        |                |                        |                        |           |       |            |        | 400  |     |                                  |             |     |            |    | こい1、ふな1                |                 |  |
|      |             | 内共第28号 |        |             |       | 100   | 100   |            |                        |                        |                |                        |                        |           |       |            |        |      |     |                                  |             |     |            |    | こい1、ふな1                |                 |  |
|      |             | 計      |        |             |       | 300   | 200   | 10         |                        |                        |                |                        |                        |           |       |            |        |      | 400 |                                  |             |     |            |    | こい2、ふな2                |                 |  |
| 合    | 計           | 11,505 | 130    | 930         | 1,490 | 70    | 5     | 稚魚 429,500 | 稚魚 42,000<br>成魚 19,277 | 稚魚 341,000<br>成魚 9,470 | 16,800         | 4,000                  | 1,200                  | 5         | 800   | 31         | 75     | 57   | 31  | いわな10、さくらます(やまめ)11、こい3、にじます3、ふな2 |             |     |            |    |                        |                 |  |

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年6月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 西沼田サポーターズ・ネットワーク
  - (2) 代表者の氏名  
楯 悟朗
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市大字蔵増甲1061番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、年齢・地域を限定しないあらゆる市民を対象として、歴史を中心とした生涯学習に関する事業を行うために各種団体や住民組織等と連携を図り、また遺跡の調査・研究を継続して行い、文化財の管理保管保存及び公開に関する事業を行うことにより、心身共に豊かな社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年6月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人すぎな
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 憲司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市森字和合654番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、社会的に弱い立場に立たされている障害者、高齢者等が、地域の中で地域の方々の優しさに包まれ、一人ひとり生活の意欲と自己表現を高め、社会の一員として豊かな日々を過ごすことが出来るよう、障害者及び高齢者の支援に関する各種の事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年6月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称  
特定非営利活動法人ほほえみサービス米沢

(2) 代表者の氏名  
相田 昭子

(3) 主たる事務所の所在地  
米沢市大町三丁目4番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「ほほえみとまごころ」をスローガンに、助け合いの精神を基に、一般市民を対象に、サービスを必要とする人とサービスできる人が、共に協力しあって、創造的な福祉サービスを提供し、享受され、地域コミュニティづくりへと広がりをもちつつ、生きがいのある福祉社会を形成していくことをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日  
平成24年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称  
特定非営利活動法人おきたまブランドサポートセンター

(2) 代表者の氏名  
中村 正男

(3) 主たる事務所の所在地  
米沢市万世町刈安24156番地の121

(4) 定款に記載された目的

この法人は、置賜地域の農業、工業、商業、観光等に携わる人々、団体、企業に対し、「おきたまブランド商品」の認証を行い、広報普及、企業化支援等の支援を行うことにより、「おきたまブランド商品」の確立・発展及び置賜地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに村山市役所において平成24年10月29日まで縦覧に供する。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ村山店  
村山市大字河島字碓178番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 宮地邦明

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                             |
|---------------|---------|---------|---------------------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前9時    | 翌日の午前0時 | 年間30日は開店時刻午前8時、年間5日は開店時刻午前6時30分 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考              |
|---------------|---------|---------|------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前7時    | 翌日の午前0時 | 年間5日は開店時刻午前6時30分 |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間30日は午前7時30分から翌日の午前0時30分まで、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

## 4 変更年月日

平成24年6月16日

## 5 届出年月日

平成24年6月15日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年10月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに真室川町役場において平成24年10月29日まで縦覧に供する。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ真室川店

最上郡真室川町大字新町字下荒川279番1号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 宮地邦明

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                             |
|---------------|---------|---------|---------------------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前9時    | 翌日の午前0時 | 年間30日は開店時刻午前8時、年間5日は開店時刻午前6時30分 |

(変更後)

| 小売業を行う者       | 開店時刻 | 閉店時刻    | 備考               |
|---------------|------|---------|------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前7時 | 翌日の午前0時 | 年間5日は開店時刻午前6時30分 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間30日は午前7時30分から翌日の午前0時30分まで、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成24年6月16日

5 届出年月日

平成24年6月15日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年10月29日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立米沢工業高等学校情報教室用コンピュータ等にかかる賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 米沢市大字川井300番地 山形県立米沢工業高等学校 大会議室

(2) 日 時 平成24年8月21日（火） 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立米沢工業高等学校情報教室用コンピュータ等にかかる賃貸借及び保守 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成24年10月1日から平成29年9月30日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間にかかる総額の金額のうち、6か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該賃貸借物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (6) 当該賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (7) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
米沢市大字川井300番地 山形県立米沢工業高等学校事務室 電話番号0238(28)7050
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立米沢工業高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)、(2)に記載した特定役務の仕様に適合するものとして作成した競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書、応札物品仕様書、3の(5)、(6)に係る証明書を平成24年7月27日（金）午後4時まで山形県立米沢工業高等学校事務室に提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書等については、2の(1)の物品及び特定役務の仕様等に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書等を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) 契約書の作成において、契約額については、各年度の負担額を記載する。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease service of a computer for Yamagata Prefectural

Yonezawa Technical High School: One set

(2) Time-limit for tender: 11:00AM. August 21, 2012

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Yonezawa Technical High School, 300 Kawai, Yonezawa-shi, Yamagata-ken 999-0117 Japan TEL 0238-28-7050

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号                                         | ページ                                                           | 行     | 誤                                                  | 正                                                             |                                                               |
|-------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 平成23. 6. 14 | 第2251号                                             | 606                                                           | 15    | 新庄市大字本合海字八幡984-7                                   | 新庄市大字本合海字八幡984-7 (次の図に示す部分に限る。)                               |                                                               |
|             |                                                    |                                                               |       | 984-24~26                                          | 984-24、984-25、984-26 (次の図に示す部分に限る。)                           |                                                               |
|             |                                                    |                                                               | 26    | (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。) | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。) |                                                               |
|             |                                                    |                                                               | 607   | 18                                                 | 最上郡最上町大字志茂字小横川1601-5                                          | 最上郡最上町大字志茂字小横川山1601-5                                         |
|             |                                                    |                                                               | 下から9  | 最上郡大蔵村大字南山字寒風田433-4、433-8~9                        | 最上郡大蔵村大字南山字寒風田433-4、433-8 (次の図に示す部分に限る。)、433-9                |                                                               |
|             |                                                    |                                                               | 608   | 5                                                  | (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。)            | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。) |
|             |                                                    |                                                               | 20    | 鷹ノ巣沢2110-50                                        | 字鷹ノ巣沢2110-50                                                  |                                                               |
|             |                                                    |                                                               | 下から14 | 1695                                               | 1695 (次の図に示す部分に限る。)                                           |                                                               |
|             |                                                    |                                                               | 下から13 | 1678                                               | 1678 (次の図に示す部分に限る。)                                           |                                                               |
|             |                                                    |                                                               | 下から12 | 2113                                               | 2113 (次の図に示す部分に限る。)                                           |                                                               |
| 下から1        | (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鮭川村役場に備え置いて縦覧に供する。) | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び鮭川村役場に備え置いて縦覧に供する。) |       |                                                    |                                                               |                                                               |